

第 10 章 貸借対照表勘定及び調整勘定の推計

1. 評価の原則

貸借対照表勘定における各資産の評価に当たっては、共通の基準として、評価時点の市場価格が採用される。しかし、市場価格が得られるのは極めて限定的であるため、推計は以下の代替的な方法に基づいている。

一つ目は、固定資産推計における再調達価格を用いる方法である。再調達価格とは、その資産を評価時にもう一度調達したとする価格で、取得価格(新品)に物価倍率と経過年数に応ずる残価率を乗じて算出する。

二つ目は、収益還元法である。現在の資産が将来に向けてどれだけの収益を見込めるかという観点から、純収益を利子率を用いて現在価値に割引く方法で、地下資源、漁場等の資産評価に適用される。

三つ目は、土地の鑑定価格である。土地の評価は統一的な価格が形成される不動産市場が存在しないことから、鑑定価格により行う。地価公示価格等は売買事例比較法と収益還元法を併せて行う。

以上のように、市場価格にできる限り近似した評価を得るため、資産の特性に適合した種々の評価方法を用いている。

2. 各項目の推計方法

(1) 非金融資産

a. 生産資産

(a) 在庫

i. 推計方法

『昭和 45 年国富調査』(経済企画庁)の結果をベンチマークとして、各年の増加額を積上げ推計している。

推計式

$$\text{期末在庫残高} = \text{期首在庫残高} + \text{在庫品増加額} + \text{調整額}$$

『昭和 45 年国富調査』結果の棚卸資産額を 93SNA の制度部門別及び形態別に組替える。その際、生産支出勘定における在庫品評価調整方法に準じて、国富調査の棚卸資産額を 45 年末評価資産額に調整している。

ii. 調整額の推計

(i) 価格変化による再評価（再評価勘定）

推計式

$$\begin{aligned} & \text{期首在庫残高} \times \left(\frac{\text{期末インフレーター}}{\text{期首インフレーター}} - 1 \right) \\ & + \text{在庫品増加額} \times \left(\frac{\text{期末インフレーター}}{\text{期中平均インフレーター}} - 1 \right) \end{aligned}$$

(ii) 制度的構成及び分類の変化による調整（その他の資産量変動勘定）

『昭和 47 年沖縄県工業統計調査』による産業別在庫額から沖縄県在庫残高を推計し、昭和 47 年の調整勘定に計上する。

iii. 立木の推計

仕掛品在庫に含まれる。〔68SNA では、再生産不可能有形資産〕

(i) 推計方法

樹種別、齢級別面積にそれぞれ対応する単価を乗じて推計する。

68SNA の単価は、『木材資産評価標準』（農林水産省）の樹種別、齢級別、ブロック別 10 アール当たり単価を用いていたが、『木材資産評価標準』単価は、「費用価法」による単価であるため、93SNA 推計からは市場価格により近いと考えられる「伐価法」による評価法を基にした単価を用いて推計する。

(ii) 面積推計式

立木の面積は、『世界農林業センサス』（農林水産省「林業調査報告書」）及び『林野面積統計』（農林水産省）を基に、年次別、樹種別及び 5 年間隔の齢級別に区分して推計する。

期末における各齢級別面積は、期首面積から伐採面積及び災害等による減少面積を差し引いた面積の当該齢級の $\frac{4}{5}$ に 1 階級低位の齢級の $\frac{1}{5}$ を加えて算出する。（5 年生未満の齢級にあつては、 $\frac{1}{5}$ の成長は造林面積と対応し、60 年生以上の齢級にあつては、すべてが 60 齢級に止まる前提で算出する。）

推計式

$$M_{ijk} = \frac{4}{5} \{M_{i(j-1)k} - B_{ijk} - D_{ijk}\} \quad (2 \leq K \leq 12 \text{ の場合})$$

又は $\{M_{i(j-1)k} - B_{ijk} - D_{ijk}\} \quad (K=13 \text{ の場合})$

$$\frac{1}{5} \{M_{i(j-1)(k-1)} - B_{i(j-1)k} - D_{i(j-1)k}\} \quad (K \geq 2 \text{ の場合})$$

又は $Z_{ik} - D_{ik} \quad (K=1 \text{ の場合})$

M：面積

i：樹種を表す記号（杉、檜、赤松、黒松、から松、えぞ松、とど松、その他の針葉樹林、広葉樹、天然林）

j：年次を表す記号（44 年末期～）

k：齢級を表す記号（5 年生未満、以降 5 年刻み、61 年生以上は 61 年生）

B：伐採面積 D：災害等による減少面積 Z：造林面積

(iii) 調整勘定

立木の調整勘定分は、時価評価された期末評価額と前年末評価額との差額から在庫純増分を除いたものとして求める。

(iv) 制度部門別分割(表 10-1 参照)

93SNA で在庫として取り扱われることから、社寺の取扱を家計に含める変更を行った。

表 10-1 立木の制度部門分類

センサス分類 制度部門	林家	会社	社寺	共同	各種 団体 組合	慣行 共有	財産 区	市 町 村	地方公 共団体 の組合	都道 府県	国 有 林
非金融法人企業		○									○
金融機関											
一般政府							○	○	○	○	○
中央政府											○
地方政府							○	○	○	○	
社会保障 基金											
家計	○		○	○	○	○					

(b) 有形固定資産

有形固定資産は、『昭和 45 年国富調査』を基礎資料とする。

『昭和 45 年国富調査』は、再生産可能有形資産を対象として、昭和 45 年末現在の国富の現在高を調査、推計したものである。

93SNA からは新たに無形固定資産を推計対象に加えている。

i. 評価

年末時点における減価償却後の再調達価格で評価し、減価償却法は定率法による。ただし、一般政府の所有する道路、ダム等のいわゆる社会資本の減耗については、定額法による。

ii. 推計方法

(i) 社会資本以外の資産

『昭和 45 年国富調査』結果をベンチマークとするベンチマーク・イヤー法による。

推計式

期末純資産額＝期首純資産額＋純固定資本形成＋調整額

純固定資本形成＝総固定資本形成－固定資本減耗

『昭和 45 年国富調査』結果を次のように再編してベンチマークとする。

ア. 93SNA の制度部門に合わせて、『昭和 45 年国富調査』の制度部門を組替える。

(表 10-2 参照)

イ. 資産項目を組替え、家財等を除外する。(図 10-1 参照)

ウ. 一般政府及び政府企業の資産額を昭和 45 年度末から暦年末へ転換する。

エ. 昭和 45 年平均価格評価資産額をインフレーターを用い 45 年末評価資産額に転換する。

オ. 『昭和 45 年国富調査』では、1 年を単位として減価償却を行っているが、資本調達勘定では昭和 45 年に取得した資産は経過期間に応じて減価償却を行っているので、半年分の減価償却を加える。

なお、育成資産(果樹資産)は、68SNA では再生産不可能有形資産の土地の耕地に計上し表章してきたが、93SNA では果樹は育成資産として種畜とともに有形固定資産に含まれることになったため、推計方法を従来の収益還元法からベンチマーク・イヤー法へ転換することとした。

果樹ベンチマークは『昭和 45 年国富調査』を基礎資料とし、45 年時点の果樹ストック額をベンチに加算、以降のフローを『農業・食料関連産業の経済計算』(農林水産省)によって推計し、積み上げている。

表 10-2 『昭和 45 年国富調査』と貸借対照表制度部門の対応

国富調査 (注1)		93SNA (注2)		貸借対照表制度部門							備考
		非金融 法人企業		金融機関		一般政府			対家 計非 営利 団体	家 計	
		民間	公的	民間	公的	中央	地方	社会 保障			
国	一般会計										
	公務員賃貸住宅		○					○			
	その他										防衛用耐久財を除外
	特別会計										
	食糧管理会計		○								
	貴金属管理会計										
	融資会計、再保険会計				○						
	公営保険会計										
	社会保険会計							○			
	その他						○				
地方 公共 団体	普通会計							○			
	公営企業会計										
	法適用企業（病院）	○									
	法非適用企業 公共下水道							○			
	法非適用企業 その他		○								
	その他の事業会計										
	収益事業		○								
	国民健康保険事業 勘定								○		
	国民健康保険事業 直診 勘定							○			
	農業共済事業 交通災害共済事業				○						
	公益質屋事業、 公立学校付属病院事業							○			
	財産区、地方開発事業団							○			
	国 営 企 業	金融保険業				○					
3 公社、電源開発 成田空港、東京メトロ		○									JR 各社、NTT、JT、電源開 発、成田空港、東京メ トロ
その他の産業			○								公団、原子力研究所、特 別会計（造幣、印刷、ア ルコール専売、郵便、国 有林野事業）
地 方 公 営 企 業	公営企業会計 （法適用企業）										
	公共下水道							○			
	その他		○								
	地方住宅供給公社		○								

注1. 昭和 45 年国富調査時点の区分である。

注2. 貸借対照表制度部門は 93SNA の格付けとなっている。

第 10 章 貸借対照表勘定及び調整勘定の推計

国富調査	貸借対照表制度部門									備考
	非金融 法人企業		金融機関		一般政府			対家 計非 営利 団体	家 計	
	民間	公的	民間	公的	中央	地方	社会 保障			
法人 企業	金融保険業			○						農林中央金庫、商工組合中 央金庫を含む
	その他の産業	○								国際電信電話会社などを 含む
民間 非営利 団体	協同組合	○								農業協同組合、漁業協同組 合、事業協同組合など
	医療									
	医療法人	○								
	その他	○								
	宗教								○	
	教育								○	
	社会保険、社会福祉									
	健康保険組合							○	○	給付事業を社会保障に区 分、その他は対家計非営利 団体に区分
	その他								○	
	政治、経済、文化団体									
	経済団体	○								
	労働団体、学術文化団 体、政治団体								○	
	その他の団体									
	畜産振興、日本蚕糸、 糖価安定事業団		○							
	その他の事業団					○				
	国立競技場、中央競馬 会、日本放送協会など	○								
	日本銀行、海外経済協 力基金				○					
	林業信用基金、奄美群 島振興開発基金			○						
国家公務員共済組合、 地方公務員共済組合な ど							○	○	給付事業を社会保障に区 分、その他は対家計非営利 団体に区分	
社会保障研究所、日本 育英会、日本学術振興 会など								○		
地方道路公社		○								
個 人	金融保険業			○						
	その他の産業								○	
家 計	家計								○	住宅資産のみ（家財を除 外）

図 10-1 『昭和 45 年国富調査』と貸借対照表資産分類の対応

国 富 調 査	統合分割、除外	貸借対照表	備 考
A. 有 形 固 定 資 産		有形固定資産	
1. 建物及び建物付属設備			
11 住 宅	→	①住宅	旅館、ホテル等は住宅以外の建物に分類されるが、その分の組替え不可
12 非 住 宅	→	②住宅以外の建物	非木造建築投入実績調査、建築着工統計等により分割
13 建物付属設備	住宅と非住宅に分割		
14 分 類	住宅と非住宅に分割		「11 住宅」、「12 非住宅」の比で分割
2. 構 築 物	→(坑道、林道資産を除外)	③その他の構築物	
3. 機 械 及 び 装 置	→(農業用とその他に分割)	④輸送機械	
4. 船 舶	→		
5. 車 両 及 び 運 搬 具	→	⑤機械器具等	
6. 工 具 及 び 器 具、 備 品	→		
7. 大 動 植 物			
71 動 物	→		
72 植 物	除外		
8. 建 設 仮 勘 定	①～⑤に分割		法人企業投資実績調査を用いて分割
9. 土 地 造 成・改 良	除外		再生産不可能有形資産に含まれる
10. 家 財	除外		
B. 無 形 固 定 資 産 (国富調査では対象外)	追加	無形固定資産	93 SNAから新たに追加

(ii) 社会資本

ア. 社会資本ストックの対象は、一般政府の所有する次のものである。

道 路	港 湾	航 空	下水道	廃棄物処理
都市公園	自然公園	学校施設等	社会教育施設等	治 水
農 業	林 業	漁 業	その他(庁舎等建物含む)	

イ. 推計式

$$\begin{aligned}
 & t \text{ 年の社会資本ストック額} \\
 &= \sum_{i=t-L+1}^t I_i - \sum_{i=t-L+1}^t I_i \times \frac{(t-i+0.5)}{m} \\
 &+ \sum_{i=t-m+1}^{t-L} \left(I_i - \frac{I_i L}{m} - \frac{1}{2} B_{i+L} \right) - \sum_{i=t-m+1}^{t-L} \left(I_i - \frac{I_i L}{m} - \frac{1}{2} B_{i+L} \right) \times \frac{(t-i-(m-L)+0.5)}{L} \\
 &+ \sum_{i=t-m+1}^t B_i - \sum_{i=t-m+1}^t B_i \times \frac{(t-i+0.5)}{m}
 \end{aligned}$$

I : 新設改良費 B : 災害復旧費 m : 耐用年数
 L : 災害の起きる平均経過年数

(iii) 調整額の推計

ア. 価格変化による再評価（再評価勘定）

推計式

$$\begin{aligned} & \text{期首純資産額} \times \left(\frac{\text{期末インフレーター}}{\text{期首インフレーター}} - 1 \right) \\ & + \text{純固定資本形成} \times \left(\frac{\text{期末インフレーター}}{\text{期中平均インフレーター}} - 1 \right) \end{aligned}$$

イ. 制度的構成及び分類の変化による調整(その他の資産量変動勘定)

(イ) 資本調達勘定の総固定資本形成に含まれている再生産不可能有形資産への投資額を貸借対照表勘定の該当項目に分類替えするため、『建設工事受注動態統計』(国土交通省)、『住宅金融公庫年報』等を利用し、土地造成・改良、鉱山の開発等の投資額を推計し、調整勘定に計上する。

(ロ) 沖縄の本土復帰に伴い、『昭和 45 年国富調査』、『昭和 47 年事業所統計調査』等から本土対沖縄の資産比率を求め、これにより沖縄県の純資産額を推計し、昭和 47 年調整勘定に計上する。

(ハ) 企業の民営化等制度変更に伴い以下の企業について調整勘定に計上する。

- ① 日本電信電話株式会社及び日本たばこ産業株式会社は、昭和 60 年に民営化されたことに伴い、非金融法人企業の「公的非金融企業」にマイナスの調整額、「民間非金融法人企業」にプラスの調整額を計上する。
- ② 電源開発株式会社は、昭和 61 年に民営化されたことに伴い、非金融法人企業の「公的非金融企業」にマイナスの調整額、「民間非金融法人企業」にプラスの調整額を計上する。
- ③ J R 各社は、昭和 62 年に民営化、また、平成 3 年に新幹線保有機構から J R 各社への資産が移管されたことに伴い、非金融法人企業の「公的非金融企業」にマイナスの調整額、「民間非金融法人企業」にプラスの調整額を計上する。
- ④ 成田国際空港株式会社及び東京地下鉄株式会社は、平成 16 年に民営化されたことに伴い、非金融法人企業の「公的非金融企業」にマイナスの調整額、「民間非金融法人企業」にプラスの調整額を計上する。

(ニ) 災害などによる大規模な損失

予想できない災害などにより生じた損失を調整勘定に計上する。

平成 7 年の阪神・淡路大震災で発生した損失については『阪神・淡路大震災復興誌』(兵庫県)等から推計し、マイナスの調整額を計上する。

(ホ) 統計上の不突合(その他)

資本調達勘定における固定資本減耗(簿価表示)と、貸借対照表勘定における固定資本減耗(再調達価格表示)との差額を計上している。

再調達価格表示の固定資本減耗の推計は次による。

(iv) 固定資本減耗の推計

ア. 社会資本以外の資産

減価償却額については、耐用年数満期時の残存価格 10%とする定率法により推計している。減価償却率は『昭和 45 年国富調査』の平均耐用年数から求める。

推計式

$$\begin{aligned} & \text{期首純資産額} \times \frac{\text{期中平均インフレーター}}{\text{期首インフレーター}} \times \text{減価償却率} \\ & + \text{総固定資本形成} \times \frac{1}{2} \times \text{減価償却率} \end{aligned}$$

資本偶発損については、資本調達勘定の推計結果を用いる。ただし、資産項目別の計数は期首資産額に構成比で分割している。

イ. 社会資本

社会資本の減耗については、社会資本ストックを推計する際に差し引かれる減耗額(時価)を計上する。

(c) 無形固定資産

無形資産は 93SNA の改訂により新たに加えられた。フローでは、コンピュータソフトウェア・プラントエンジニアリング・鉱物探査の額の合計が推計されているが、国民貸借対照表では、そのうちコンピュータソフトウェアのみ推計対象となっている。

推計方法は毎期のフローから推計するパーペチュアル・インベントリー法により、耐用年数 5 年で推計している。

b. 有形非生産資産

(a) 土地

課税地(民有地)と非課税地(中央政府、地方政府等)に分け、地目は宅地、耕地、その他(林地含む)の 3 種に区分して推計を行う。土地の推計方法は基本的に地目別、地域別面積にそれぞれ対応する単価を乗ずる。

i. 課税地

(i) 宅地

全国評価額は各都道府県評価額の合計とし、各都道府県評価額は各市町村(東京都特別区を含む)評価額の合計とする。

各市町村評価額は、各市町村の住宅地区及び村落地区の面積にそれぞれ対応する単価を乗じて住宅地区及び村落地区評価額を算出する。基礎資料は、面積は「固定資産の価格等の概要調書」(総務省)、単価は「地価公示」及び「都道府県地価調査」(ともに国土交通省)を用いている。

次に住宅地区及び村落地区評価額をベースとして、固定資産の価格等の概要調書における課税評価額の価格差を利用して、商業地区、工業地区、観光地区、併用住宅地区等の評価額を算出し、住宅地区及び村落地区評価額に加算する。

推計式

$$Si = \sum_{j=1}^n \{S_{ij} \times P_{ij} \times \alpha_i (1 + \beta_{ij} + \gamma_{ij} + \delta_{ij} + \varepsilon_{ij} + \zeta_{ij} + \eta_{ij})\}$$

$$S = \sum_{i=1}^{47} Si$$

i : 都道府県を表示する記号 j : 市町村を表示する記号

S_{ij} : 当該市町村の住宅地区及び村落地区年末面積

P_{ij} : 地価公示、地価調査より算出した当該市町村住宅地区、村落地区年末平均単価

α_i : 都道府県別の単価補正率

β_{ij} : 住宅地区及び村落地区を基礎にした商業地区への資産額推計比率

γ_{ij} : 住宅地区及び村落地区を基礎にした工業地区への資産額推計比率

δ_{ij} : 住宅地区及び村落地区を基礎にした観光地区への資産額推計比率

ε_{ij} : 住宅地区及び村落地区を基礎にした併用住宅地区への資産額推計比率

ζ_{ij} : 住宅地区及び村落地区を基礎にした農業用併用宅地への資産額推計比率

η_{ij} : 住宅地区及び村落地区を基礎にした生産緑地内宅地への資産額推計比率

n : 当該都道府県内の市町村数

Si : 当該都道府県の年末宅地資産額 S : 全国の年末宅地資産額

なお、昭和 44～48 年の年末宅地評価額の系列は、地価公示及び都道府県地価調査の対象地点が不十分なため、地価指数により遡及推計を行っている。すなわち、昭和 49 年の年末宅地平均単価に昭和 49 年末を 100 とした地価指数を乗じ、それぞれ対応する面積を乗じて各年の評価額を推計している。資料は『全国市街地価格指数』(日本不動産研究所)を基礎に作成した地域別宅地指数を用いている。

(ii) 田・畑・林地

全国評価額は各都道府県評価額の合計とし、各都道府県評価額は一般の田・畑・林地の評価額と宅地介在の田・畑・林地の評価額の合計とする。基礎資料は、面積は『固定資産の価格等の概要調書』、単価は『田畑価格及び小作料調』及び『山林素地及び山元立木価格調』(日本不動産研究所)を用いている。

推計式

$$S'i = (SA \cdot PA + SB \cdot PB + SC \cdot PC) + (Si \cdot \theta'i + Si \cdot \theta''i + Si \cdot \theta'''i)$$

$$S' = \sum_{i=1}^{47} S'i$$

SA, SB, SC : 当該都道府県の一般の田・畑・林地の面積

PA, PB, PC : 当該都道府県の一般の田・畑・林地の平均単価

Si : 当該都道府県の年末宅地評価額

$\theta'i, \theta''i, \theta'''i$: 当該都道府県の宅地評価額を基礎にした宅地介在の田・畑・林地への評価額推計比率

$S'i$: 当該都道府県の田・畑・林地の評価額

S' : 全国の田・畑・林地の評価額

(iii) その他

全国評価額は各都道府県評価額の合計値とし、各都道府県評価額は都道府県の田・畑・林地の評価額を基礎に推計する。

推計式

$$S''i = S'i \cdot Wi$$

$$S'' = \sum_{i=1}^{47} S''i$$

$S'i$: 当該都道府県の田・畑・林地の評価額

Wi : 当該都道府県の田・畑・林地の評価額を基礎にした「その他」への評価額推計比率

$S''i$: 当該都道府県の「その他」評価額

S'' : 全国の「その他」評価額

なお、93SNA より林地は「その他」に含まれることとなり、「その他(林地含む)」として表章している。

ii. 非課税地

非課税地は、中央政府機関、地方政府機関及び対家計民間非営利団体の土地に大

第 10 章 貸借対照表勘定及び調整勘定の推計

別される。推計は基本的には、地目区分(宅地、耕地、林地、その他)毎の面積にそれぞれ対応する単価を乗じて行い、既存資料から土地評価額が把握できない機関については必要に応じて照会調査等を実施している。

(i) 中央政府

政府会計(一般会計、特別会計)は『財政金融統計月報(国有財産特集)』(財務省)に記載されている土地評価額を基礎とする。政府関係機関については照会調査等により土地評価額を集計する。

(ii) 地方政府機関

普通会計(一般政府、公営企業会計以外の特別会計)については、『公共施設状況調』(総務省)により、都道府県及び市町村分の土地面積を都道府県毎に、宅地、耕地、山林及びその他に区分し、それぞれの面積に都道府県別単価を乗じて推計している。

公営企業会計については、『地方公営企業年鑑』(総務省)の貸借対照表の土地評価額をもとに推計している。

財産区については、区有地面積を都道府県別に宅地、耕地、山林、原野及び雑種地に区分の上、それぞれの面積に都道府県別単価を乗じて推計している。

土地開発公社については各開発公社の帳簿価額の合計(総務省調査)により、道路公社及び住宅供給公社については照会調査により土地評価額を集計している。

(iii) 対家計民間非営利団体

宗教法人については『宗教年鑑』(文化庁)及び『法人土地基本調査』(国土交通省)、教育機関については『学校基本調査』(文部科学省)、社会福祉施設については『社会福祉施設調査報告』(厚生労働省)、『法人土地基本調査』及び『公共施設状況調』(総務省)をもとに、それぞれ面積に地方政府の単価を乗じて推計している。

iii. 制度部門分割

(i) 非金融法人企業

民間非金融法人企業については、民有地評価額に『固定資産の価格等の概要調書』の都道府県別法人比率を乗じた額から、別途推計する民間金融機関の資産額を控除する。公的非金融法人企業については、93SNAの制度部門に対応させて非課税地の評価額から分離計上している。

また、介護施設については『介護サービス施設・事業所調査』(厚生労働省)、『公共施設状況調』及び『法人土地基本調査』をもとに面積に地方政府の単価を乗じて推計を行い、非金融法人企業に含めている。

(ii) 金融機関

民間・公的金融機関は、昭和 50 年末まではそれぞれ民間・公的法人企業の評価額

に含め、昭和 51 年末から分離推計を行っている。

民間金融機関については、金融機関の種類別（全国銀行、中小企業金融機関、農林水産金融機関、保険、証券）、用途別（店舗用地、社宅等用地、その他）、都道府県別に面積にそれぞれ対応する単価を乗じる。面積は有価証券報告書等に記載されている用途別内訳を利用する。単価は基本的には民間法人企業推計時の単価を利用するが、金融機関の種類に応じて固定資産の価格等の概要調書等を利用し、商業地区に格差を設けてそれに対応する単価を用いている。

公的金融機関は照会調査等により土地評価額を集計する。

(iii) 一般政府

非課税地推計の際に、一般政府として推計した額を計上している。

(iv) 家計

民有地評価額に『固定資産の価格等の概要調書』の都道府県別個人比率を乗じて推計している。

(v) 対家計民間非営利団体

非課税地推計の際に、対家計民間非営利団体として推計した額を計上している。

(b) 地下資源

地下資源は、①石炭・石油・天然ガス、②金属鉱物、③非金属鉱物に区分して推計を行い、合計額を求める。

i. 推計方法

収益還元法（ホスコルド方式）による。

推計式

$$P = a \times \frac{1}{S + \frac{r}{(1+r)^n - 1}} = \frac{1}{S + \frac{F_n}{r}}$$

a：純収益 s：報酬利益 r：蓄積利率 n：稼行年数
F_n：償還基金率

純収益は、生産額から原料、資材、燃料、電力、その他支出及び現金給与総額を控除する。稼行年数は可採粗鉱量(過去 5 か年の平均値)で除して求める(ただし、50 年を超える場合は 50 年とする)。

これらの資料は、「本邦鉱業の趨勢」(経済産業省)を用いている。

還元利率は、蓄積利率と報酬利率の 2 種の利率を用いている。

蓄積利率は、鉱石を採掘・販売し、鉱業権の価値を回収するため安全確実に得ら

第10章 貸借対照表勘定及び調整勘定の推計

れる利率で、国債、公社債、預金等の利率を勘案して、年利率6%を採用する。

報酬利率は、投下資本に対する報酬を得るための利率で、蓄積利率にリスクを加えたものである。「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」（昭和37年6月閣議決定）では、年利率9～15%とされている。ここでは、石炭、石炭、天然ガス及び金属鉱物は12%、非金属鉱物は9%を採用する。

ホスコルド方式による評価額には、地下資源に加えて設備資産が含まれる。設備資産のうち地上設備については、固定資産の計数を用い、地下資源の評価額からその分を控除する(地下資源に含まれる坑道等の設備については、固定資産から控除する)。

ii. 制度部門分割

法人企業のほかに個人有及び公有分が含まれるが、適当な資料が得られないので、すべて非金融法人企業としている。

(c) 漁場

漁場の範囲は、内水面(河川及び湖沼)及び外海と仕切られた沿岸における養魚池及び養魚場、養殖かき及び真珠の養殖場並びにその他の漁場の関連施設とする。これにより、粗放養殖を除くすべての養殖漁場が含まれる。

また、関連施設については、クルマエビの築堤など該当するものが多少あるが、適当な資料が得られないこと及び固定資産として別途評価されることから、これを無視することとした。

i. 推計方法

収益還元法による。

推計式

$$P = \frac{a}{r}$$

a：魚種別純収益

r：還元利率(8%)

純収益は、当該漁場に帰属する年々の収益であり、他方、資産額推計は年々の純収益の積上げと考えられる。

このため、将来に発生すると期待される純収益は安定性と代表性が求められるが、原資料から得られる各年の純収益は好不況による価格や収穫量の変化などを含むため安定性を欠くため、過去5年間の平均純収益率を求め、純収益率を推計する。

$$\text{純収益} = \text{生産額} \times \text{純収益率(過去5年平均)}$$

純収益率は、海面養殖業は『漁家経済調査報告書』（農林水産省）、内水面養殖業は

『第 5 次漁業センサス第 10 報』（農林水産省）を用いて推計する。

海面養殖業は、養殖収入から養殖支出、見積もり家族労賃、支払利子、租税公課を控除した額を用いる。

内水面養殖業は、収穫金額から「種苗費、飼育費、労賃及びその他の費用(合計値の 20%相当)を合計した額」を控除した額を用いる。

ii. 制度部門分割

制度部門別漁業資産額の推計は、分割のための資料がないことから、「家計(個人企業を含む)」に分類している。

(2) 金融資産及び負債

第 9 章「2. 金融取引」の項目を参照

3. 調整勘定

(1) 調整勘定の役割

資本調達勘定では説明できない期首と期末の貸借対照表勘定の変動要因を明らかにする。調整勘定には、

- ア. 価格変化による再評価
- イ. IMF 特別引出権(SDR)の発行
- ウ. 債権者による不良資産の抹消
- エ. 予測不可能な事態に基づく調整
- オ. 資本調達勘定から除外されている有形資産の価値の純増
- カ. 制度的構成及び分類変化による調整
- キ. 購入された非金融無形資産の消滅
- ク. 統計上の不突合及び不連続

の調整項目が概念上含まれる。

期首		期中		期中		期末
貸借対照表勘定の資産・負債残高	+	資本調達勘定の資産・負債の増減	+	調整勘定の調整額	=	貸借対照表勘定の資産・負債残高

このうち、「ア.」は、期首・期末間の実現、未実現のキャピタル・ゲイン及びキャピタル・ロス(資本利得および損失)の大部分が説明するものである。

資本調達勘定では、資産・負債を取得時価格で評価し、また、貸借対照表勘定において期首の資産・負債は期首価格で評価されるのに対し、期末の資産・負債は、期末価格で評価されるという評価上の調整が該当する。

貸借対照表勘定には、純固定資産が再調達価格表示による固定資本減耗は一般政府の社会資本減耗分を除いて簿価表示になっているという評価上の調整も行われる。

調整勘定の推計には、調整項目を積上げて算出する方法と、期首、期末の残高差額から接近する方法がある。

前者は、固定資産、在庫及び金融資産・負債の推計に適用され、価格変化による再評価、分類の変化による調整、統計上の不突合等の調整項目を加えて全体の調整額を算出する。

後者は、土地、金融資産・負債に適用され、まず期首と期末の残高差額を算出し、それから期中の資本取引を差し引いて調整額を求める。次に調整額を価格変化による再評価、自然成長等の調整項目に細分化する。

93SNA は、調整勘定を数量的な変化に起因する「その他の資産量勘定」と、価格変化に起因する「再評価勘定」に分割し、価格水準や構造の変化といった保有利得および損失に反映されるものである。以下ではその概略を説明する。

(2) その他の資産量変動勘定

その他の資産量変動勘定は、地下資源の発見や減耗、戦争または政治事件による破壊や自然災害による破壊のような要因による数量の変化であり、現実に資産の量を変化させる。

その他の資産量変動勘定の記録事項は、取引の結果ではないものを記録するという点で再評価勘定と同様な性格を持つが、記録事項は資産、負債及び正味資産の変化等多様な種類にわたっている。

その他の資産量変動勘定は、以下の項目を含む。

- ア. 地下資源の確認埋蔵量の変動等
- イ. 貴重品や歴史的記念物
- ウ. 漁業資源等
- エ. 確認埋蔵量の減少
- オ. 地震、台風等災害による損失
- カ. 政府による理由なき一方的な資産の没収
- キ. 陳腐化、脆弱性による除却および在庫品の例外的損失
- ク. IMF による新たな SDR の配分
- ケ. 債権者による不良債権の抹消等
- コ. 制度部門の変更

(3) 再評価勘定

再評価勘定は、金融・非金融資産及び負債の所有者に対して、当該会計期間中に生じた正または負の名目保有利得(キャピタルゲイン・ロス)を記録する。

一定量の資産に対する名目保有利得は、その価格の経時的変化または、一般的にはその貨幣的価値の経時的変化の結果として、当該資産の所有者に生じる利益額として定義

される。負債に対する保有利得の価値は、符号は逆であるが負債の価格または貨幣的価値の変化に等しい。

こうした名目保有利得は、さらに中立保有利得と実質保有利得に分割される。中立保有利得は一般インフレ率による再評価であり、実質保有利得は名目保有利得から中立保有利得を差し引いたものである。

a. 名目保有利得

名目保有利得は、当該資産の価格が一般物価水準と同じ比率で変化すると仮定した場合に得られる保有利得として定義される。より一般的には、貨幣価値の変化によるものといえる。

名目保有利得の推計式

$$G = (p_n q_n - p_0 q_0) - \sum_1^n p_t d_t$$

G : 名目保有利得

p_t : t 日中の資産の単位価格

q_t : t 日の終わりに保有される資産の数量

$$d_t = q_t - q_{t-1}$$

$$t = 0, 1, 2, 3, 4 \dots$$

上記式は、「名目保有利得は、期首・期末の貸借対照表に記録される資産ストックの価値額の差から、『全ての取引またはその他の変動』の合計額を差し引いた額であること」を表していて、現行の調整額に相当する。

b. 中立保有利得

中立保有利得(NG)は、当該資産の価格がある特定された一般物価指数とまったく同様な動きを経時的に示す場合に生じるであろう保有利得として定義される。

中立保有利得の推計式

$$NG = (r_n - 1) p_0 q_0 + (r_n^{1/2} - 1) \sum_1^n p_t d_t$$

r_t : ゼロを基準とする選択された一般物価指数(GDP デフレーター)

なお、実質保有利得は、資産に対する名目保有利得と中立保有利得の差として計測される。

$$RG = G - NG$$

$$= (p_n q_n - p_0 q_0) - \sum_1^n p_t dt - (r_n - 1) p_0 q_0 - (r_n^{1/2} - 1) \sum_1^n p_t dt$$

$$\doteq p_n q_n - r_n \left(p_0 q_0 + \frac{1}{2} \sum_1^n p_t dt \right)$$

上記式は、実質保有利得は、第 1 項は「期末資産残高」、第 2 項は「期首資産と期間中の取引が期央にすべてあったと仮定して、その取引総額を合計したものに GDE デフレーターを乗じたもの」である。

すなわち、資産に対する実質保有利得の価値額は、一般物価水準によって測られた、その他の価格の平均的な動向に対して相対的に考慮された、当該期間中の当該資産価格の動向に依存する。

(4) その他

調整額は 93SNA で勧告されたように、「その他の資産量勘定」、「再評価勘定」に分割されるが、我が国特有の項目、「その他」を別途分割・計上することとなった。

「その他」項目は、調整額概念でも上述した「固定資本減耗の評価方法の違いによる差額」である。これは 93SNA マニュアルのいずれの項目にも該当しないことから、マニュアルにはない「その他」を設けることとした。

4. 参 考

家計の耐久消費財残高の推計

耐久消費財残高は、『昭和 45 年国富調査(家計資産調査)』を基礎資料とする。

推計の範囲は、「①家具・敷物、②家庭用器具、③個人輸送機器、④情報通信機器、⑤その他」とする。骨とう品、美術品は評価の困難性から除外している。

推計方法は、固定資産と基本的に同様で、『昭和 45 年国富調査(家計資産調査)』を 93SNA の概念に合わせ、資産項目を組替え(表 10-3 参照)、半年分の減価償却を加えてベンチマークとし、その後はベンチマーク・イヤー法により推計を行う。

耐久消費財支出額は、「目的別家計の最終消費支出」の計数を用いている。

なお、調整額には、減価償却額、価格変化による再評価及びその他を含める。

表 10-3 昭和 45 年国富調査と貸借対照表耐久消費財分類の対応

国 富 調 査	貸 借 対 照 表 耐 久 消 費 財 分 類					備 考
	家具・ 敷物	家庭用 器具	個人輸送 機器	情報通信 機器	その他	
耐久消費財						
家具・敷物類	○					居間・寝室用家具、応接・書斎用家具、食堂用家具他の家具、敷物、
家庭用器具		○				冷房空調器具、暖房器具、冷蔵庫、温蔵庫、調理用器具、他の台所用品、
(うち)ステンレス流し台	○					洗たく機、掃じ器具、裁縫器具
調理台	○					
裁ち台	○					
輸送用機器			○			乗用車、ワゴン、ライトバン、自動二輪車、自転車、うば車(ベビーカー)は除く。
教養娯楽用具						
テレビ				○		
ラジオ・他の音響装置				○		
光学器具					○	
楽器					○	
スポーツ用品					○	除外
文具					○	タイプライター、電卓など
他の教養娯楽用具						除外(マージャンパイ、将棋盤など)
その他						
医療用器具						除外
理容衛生器具						〃
時計						〃
家庭用工具					○	電動工具、家庭用大工セット(電動でないものは除く。
他の雑器具						除外(きやつ、はしご、プランコなど)
(うち)電気井戸ポンプ		○				
太陽熱温水器		○				
半耐久消費財						
教養娯楽、家庭用雑品類						
(うち)置物	○					ブロンズ像、はく製、置物など、花びん、花器は除く。